

社会福祉法人 千賀の浦福社会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：男性職員の育児休業制度の利用促進を図る。（1名以上育児休業を取得する。）

<対策>

- 平成27年4月～ 育児休業に関する規則を各部署に設置し、啓発活動に努める。
- 平成28年4月～ 制度に関するパンフレットを職員に配布し、制度の周知を図る。